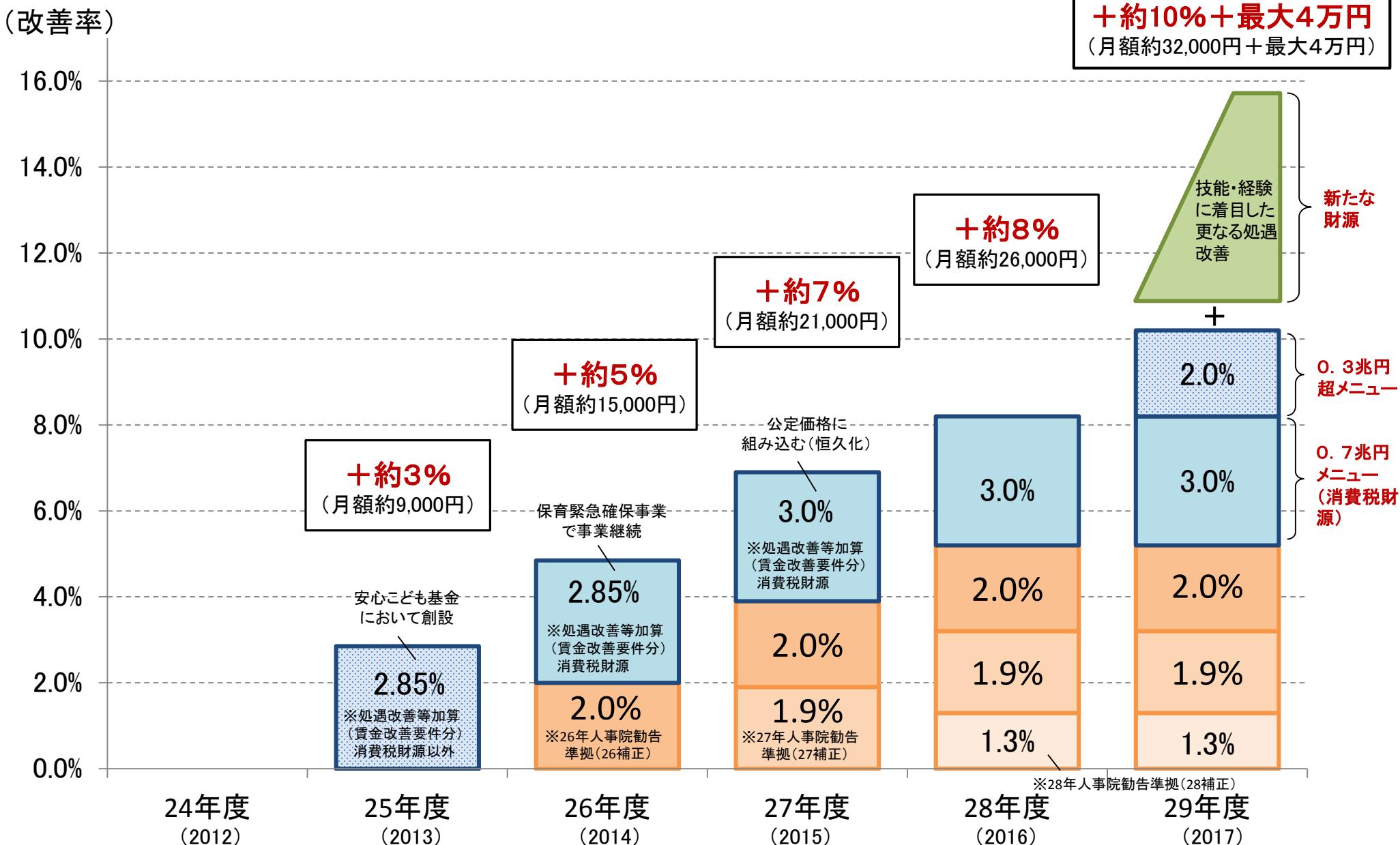


保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)



①保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組みを構築



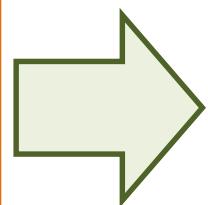
新キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効



新副主任保育士 ※ライン職

【要件】 (園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

新専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①~⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

留意事項

- 経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- 研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- 月額4万円の配分については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分することができる。
ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。
- 技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

<定員90人(職員17※人)のモデル(公定価格前提)の場合>
※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

